

感推第513号
高第677号
令和6年11月6日

県所管 各高齢者施設等の施設長 様

感染症対策推進課長
岐阜県健康福祉部
高齢福祉課長

高齢者施設等への対応を行う第二種協定指定医療機関について（通知）

日頃は、県健康福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度厚生労働省令改正に伴い、高齢者施設等の人員、施設及び設備並びに運営等に関する基準を定める県の各条例において、各施設等は「感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（※）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。」、また「協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。」と規定したところです。

このことに関し、このたび、県が指定した第二種協定指定医療機関及びこのうち高齢者施設への対応を行う旨を協定で規定している医療機関をとりまとめましたので、ご参考にしていただき、新興感染症が発生した場合の対応を進めていただきますようお願いいたします。

（※）新興感染症： 感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を指します。

令和5年5月に五類感染症となった新型コロナウイルス感染症を含め、現在新興感染症に該当する感染症はありません。

感染症対策推進課		医療機関支援係	
係長	広江	担当	大塚
電話	058-272-1111(内 3344, 3345)		

高齢福祉課		事業者指導係	
係長	垣本	担当	信田
内線	058-272-1111(内 3468)		